

## 児童見守りシステムに関するお知らせ（平成23年度版）

### 1. 児童見守りシステムとは？

児童見守りシステムは、岩見沢市、夕張市および滝川市で構成する北海道中央地域安全安心協議会（以下、「協議会」）が運営し、地域が共同して児童を見守ることを目的としたシステムです。

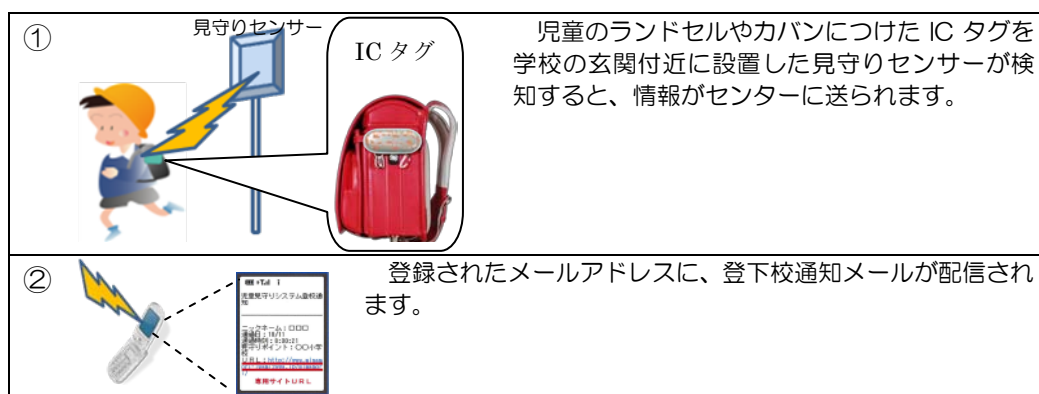
児童見守りシステムでは【IC タグサービス】【一斉同報サービス】の2つのサービスを提供します。サービスを受けるにあたっては、登録申込書を提出していただきます。登録申込書を提出いただいた方に、ユーザIDとパスワードを発行いたします。ユーザIDとパスワードを使用して専用サイトにアクセスしていただき、サイト上でメールアドレスを登録していただきます。一保護者につき登録できるメールアドレスは最大2アドレスです。

### 2. どんなことができるの？

#### 【IC タグサービス】 小学校1～3年生対象

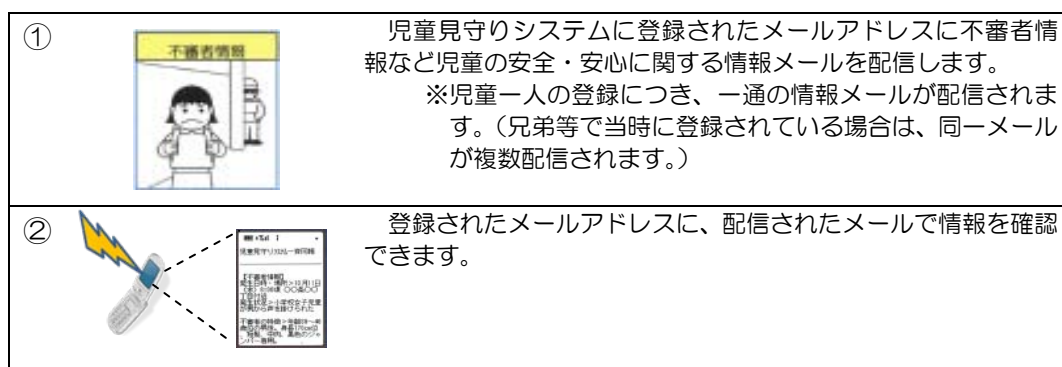
ランドセルなど児童が学校に持っていくカバンに、IC タグを取りつけます。

児童の登下校時に IC タグが学校の玄関先を通過すると、玄関に設置したセンサーが IC タグを検知し、予め登録された保護者のメールアドレス（携帯電話・パソコン）に向けて、メールを送信します。



#### 【一斉同報サービス】 全小中学校対象

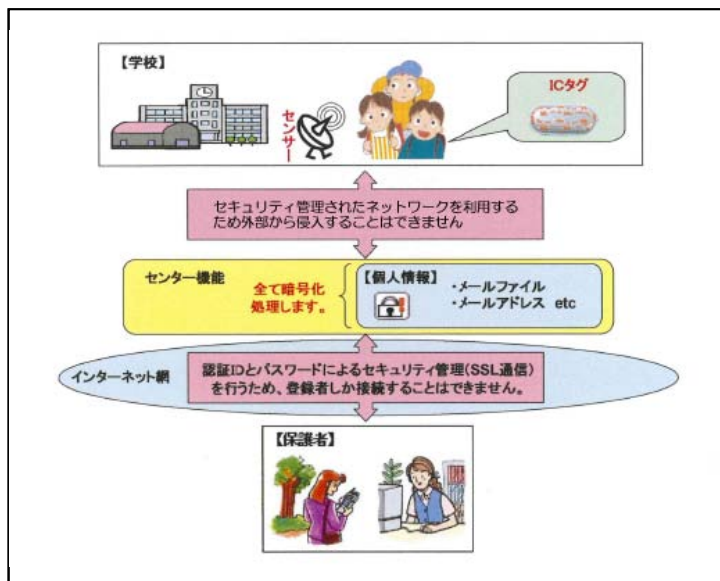
不審者情報など、保護者の皆様へお伝えする情報を、予め登録された保護者のメールアドレスに配信するシステムです。



### 3. 個人情報の保護について

児童見守りシステムでは、登録保護者宛に登下校情報や不審者情報などをメール送信することからメールアドレスの登録が必要となります。協議会では個人情報の保護のため、岩見沢市に設置しているサーバで厳格な管理を行うため、システム登録をするデータについては、すべて暗号化処理のうえ管理しています

また、本システムについては、インターネットとの通信を行う際にSSL通信（セキュアサーバ）を使用しており、ユーザIDとパスワードを発行された登録保護者以外は本システムに接続することはできません。



ICタグそのものにはID番号のみが記録されており、万が一ICタグを紛失した場合も個人情報が漏えいすることはありません。

### 4. 登録方法について

児童見守りシステムに登録するには、利用規約に同意したうえで、別紙の「児童見守りシステム登録申込書」を各学校まで提出ください。第一次登録の申込期限は2月28日（月曜日）です。期限終了後も申込は随時受付致します。

登録事務終了後、操作マニュアル及びICタグを学校よりお渡しします。

児童見守りシステムに関するお問合せは・・・

児童見守りシステムサポート窓口  
電話 0126-22-5905

## 利用規約

### 第1条 利用規約

この利用規約は北海道中央地域安全安心協議会(以下、「当協議会」)が運営する児童見守りシステム(以下、「当システム」と総称)をご利用するにあたって、利用者の責務及び順守しなければならない事項を定めるものです。

### 第2条 規約の範囲および変更

- 1 本規約は、当システムを利用する児童の保護者及び教職員、その他一切の利用者(以下、「利用者」と総称)の全てに適用されます。
- 2 利用者は、当システムにアクセスするなど当システムを利用した場合に、本規約の適用を受けることについて承諾したものとみなします。
- 3 当協議会は、利用者の承諾を得ることなく本規約の変更することができ、利用者は変更後の規約の適用を受けるものとします。

### 第3条 ユーザID・パスワード

- 1 利用者が当システムを利用する場合には、ユーザIDおよびパスワードが必要となります。
- 2 ユーザIDとパスワードは、第三者に使用させてはいけません。
- 3 ユーザID及びパスワードについては、利用者自身が管理する責任を負い、漏洩、不正使用または前項に違反したことなどにより、利用者が損害を被った場合であっても、当協議会は一切責任を負いません。
- 4 利用者は、ユーザIDが第三者に使用されたと思われる場合には、ただちに当システム内でのユーザID及びパスワードを変更する必要があります。

### 第4条 コンテンツの著作権・無断使用の禁止

- 1 当システムに掲載されているお知らせ、イラスト及び写真等の画像の一切(以下「コンテンツ」)に関して、利用者は無断で複製・保存したり、印刷したりすることはできません。
- 2 当システムにおいて利用者がお知らせの掲載・メールの配信を行った内容に関する著作権については、掲載・配信を行った時にその一切が当協議会に譲渡されるものとし、当協議会は、お知らせの掲載内容・メールの配信内容(以下、「利用者提供コンテンツ」)を必要な時に利用することができます。ただし、当協議会は、利用者提供コンテンツを、その提供した利用者自身が利用することを許諾するものとします。
- 3 利用者は、利用者提供コンテンツについて、当協議会及び当協議会が指定する者に対し、著作権人格権を行使しないものとします。

### 第5条 利用者提供コンテンツに対する利用者の責任

- 1 当協議会は、利用者提供コンテンツについて、利用者その他の第三者に対し、その内容の信頼性、真実性または適法性を保証するものではありません。利用者は、利用者提供コンテンツの内容の信頼性、正確性または有用性などについて自身で判断し、自身の責任とリスク負担のもとで、当システムを利用するものとします。
- 2 当協議会は、利用者提供コンテンツの内容または利用者が利用者提供コンテンツを使用したことに起因して、利用者に損害が生じた場合であっても、一切責任を負いません。
- 3 利用者は、以下の行為が禁じられています。
  - (1) 法律、命令及び通達等に違反する内容のコンテンツを提供すること、並びに法令上提供する正当な権利を有しないコンテンツを提供すること
  - (2) 名誉、信用、プライバシー、財産、知的財産権(特許権、実用新案権、意匠権、商標権、著作権など)その他第三者の権利を侵害すること
  - (3) ストーカー行為などのいやがらせ、誹謗中傷または民族・人種差別その他公序良俗に反する内容を含むコンテンツを提供すること
  - (4) 第三者の氏名・商工等を用いて第三者になりますこと、代表権や代理権がないにもかかわらず会社などの組織名を名乗ること、および他の個人や組織との関係を偽ること
  - (5) 広告、宣伝または売名を目的としたコンテンツを提供すること(ただし、当協議会が別段に許可または指定した方法で行う場合を除きます。)
  - (6) ジャックメール、スパムメール、チェーンレターまたは無限連に類するコンテンツを提供すること
  - (7) コンピュータのソフトウェア、ハードウェアまたは通信機器の機能を妨害、破壊または制限することを意図したプログラムまたはコンテンツを提供すること
  - (8) 当システム又は当システムに接続しているサーバもしくはネットワークの機能を妨害又は混乱させる行為
  - (9) 第三者の個人情報を収集することを目的とした行為
  - (10) その他当システムの運営を妨げる行為及び当協議会の信用を毀損する行為等当協議会が当システムにとって不適当であると判断する行為
- 4 当協議会は、利用者提供コンテンツが、前項の各号のいずれかに違反すると判断する場合には、これを削除することができるものとします。
- 5 当協議会は、以下の場合に、利用者提供コンテンツを第三者に提供することがあります。

- (1) 法令の規定に基づいて要請された場合
  - (2) 本規約を遵守していただくために必要な場合
  - (3) 当協議会もしくは利用者の財産、権利、生命、身体もしくは業務等の安全や公益を守るために必要な場合
  - (4) その他協議会が必要であると判断した場合
- 6 当協議会は、利用者提供コンテンツの内容に変更を加えることはありません。ただし、当システムを媒介とするデータの送受信の過程で種々のネットワーク機器を経由する際に、接続しているネットワークや機器または器材によっては、それらに接続、通過するために必要なデータ、信号などの変更がなされる可能性があります。

### 第6条 ICタグ

- 1 登録後配布されるICタグについては、利用者がその管理を行い、当システム登録期間終了後、速やかに当協議会に返却しなければなりません。
- 2 ICタグを配布された利用者は当協議会に対し、指定の受領書を提出する必要があります。
- 3 万が一ICタグを紛失した場合、又はICタグを投げつけたり、踏みつけたりして故意に破損させた場合については、速やかに当協議会に報告しなければなりません。

### 第7条 登録情報の取り扱い

- 1 登録情報および利用者のシステム利用に関する情報は、当協議会のデータベースに蓄積され、当協議会の所有となり、当協議会が当システムの運用のために利用できることを利用者は承諾したものとみなします。
- 2 当協議会は、利用者個人の識別が可能な情報(以下「個人情報」といいます。)の取扱いについては、当協議会が規定する個人情報保護運用規定を遵守するものとします。
- 3 当協議会は、個人情報以外の情報については利用者の承諾等を得ることなく、統計処理を施したうえで当協議会が編集、発行するものなどに利用することができます。

### 第8条 登録の解除

- 1 利用者が当システムからの登録解除を希望した場合には、当協議会所定の登録解除届に必要な事項を記入して届出を行う必要があります。
- 2 当協議会は、利用者からの登録解除の届出を受理した後、速やかに当該利用者に関するすべての登録情報を、当協議会のデータベースから削除します。

### 第9条 利用者資格の抹消

- 利用者が以下のいずれかの事由に該当した場合には、当協議会は、当該利用者を当システムから登録抹消し、当システムの利用を中止させることができます。
- (1) 登録情報につき虚偽があった場合
  - (2) 当システムの運営を妨害した場合
  - (3) 本規約に違反した場合
  - (4) その他当協議会が利用者として不適当と判断した場合

### 第10条 メールアドレスの変更

利用者が登録しているメールアドレスを変更する場合は、利用者自身が当システム上で登録メールの変更を行うこととします。

### 第11条 システムの変更や休止

- 1 当協議会は、利用者への事前の通知なく、また何ら責任を負うことなく、当システムの内容を変更し、また当システムの提供を中断することができます。
- 2 当協議会は、1カ月以上の予告期間をもって利用者へ通知したうえで、当システムの提供を長期間にわたって中断もしくは終了することができます。

### 第12条 当協議会の賠償責任の制限

- 当協議会は、以下の事項に起因または関連して利用者へ生じた損害について、一切賠償責任を負いません。
- (1) 当システムを利用したこと、または利用できなかったこと
  - (2) 利用者のデータや利用者提供コンテンツに対し不正アクセスや不正な変更がなされたこと
  - (3) 当システムにおける利用者提供コンテンツの内容
  - (4) データベースの故障などによって登録情報が消失したこと
  - (5) その他当システムに関連する事項

### 第13条 利用者の賠償責任

- 1 利用者が本規約に違反し、当協議会に対し損害を与えた場合、利用者は当協議会に対して直接または間接を問わず一切の損害を賠償します。
- 2 利用者が、当システムの利用によって第三者に対して損害を与えた場合には、当該利用者の責任において解決にあたり、当協議会は何ら責任を負いません。